

## 勤務条件一覧表

任用期間	<p>4月1日～3月31日までの必要な期間(1会計年度内)                  ※4月から翌年3月迄ですが、短期で募集職種もあり得ます。                  (注)翌年度も職が設定され、従前の勤務成績等に基づき、再度任用される可能性があります。</p>
休暇	<p>年次有給休暇:任用期間及び週の勤務日数に応じて付与。                  (初年度6ヵ月超え勤務は10日付与)                  その他有給休暇:病気休暇、夏季休暇、忌引休暇等                  無給休暇:育児時間、子の看護等                  ※任用期間及び週の勤務日数に応じて付与される休暇があります。</p>
休日	<p>土日祝日、慰霊の日、年末年始                  (注)勤務場所・職種により異なる場合があります。</p>
報酬	<p>正職員の給料表を基に職種・職務内容により報酬額を設定しています。                  ※同職種の勤務経験がある場合は経験加算を考慮</p>
手当等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤手当:距離に応じ支給。月額(週5日勤務)2,300円～                      片道2km未満や徒歩、送迎、乗合通勤の場合は対象外</li> <li>・期末手当・勤勉手当:6月・12月支給                      ※週勤務15時間30分未満、任用期間6ヵ月未満は支給対象外</li> <li>・時間外・休日手当等:規定に基づき支給</li> <li>・経験加算:再度任用時に前年度の任用期間12ヵ月が加算対象。上限あり</li> </ul>
給与等の 支給日	<p>毎月末日締め、翌月20日払い                  ※支給日が土日または祝日の場合はその前日に支給</p>
社会保険	<p>沖縄県市町村共済組合(短期給付)、全国健康保険協会(協会けんぽ)の要件を満たす場合に加入。                  ・任用期間が2ヵ月を超えて採用される場合に適用</p>
雇用保険	<p>要件を満たす場合に加入(週20時間以上及び31日以上任用の場合が適用)</p>
兼業について	<p>パートタイム勤務者(38時間45分未満)は可。ただし、兼業に関し別途許可申請が必要です。(必ず許可されるものではありません)</p>